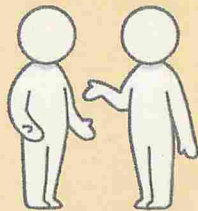


## これさえ見れば分かる

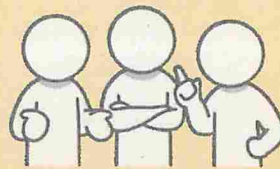
## 「非開示希望情報の管理」のポイント

## 1 当事者への事前説明



提出書面の管理は当事者自身の責任です。  
事前にきちんと当事者へ説明しておきましょう。

## 2 関係職種間で共有



特に、調停委員は、当事者から書面を直接受領する機会も多いため、非開示希望情報の取扱いについて調停委員と認識を共有しておくことが重要です。

当事者からの書面受領時には一度立ち止まって非開示希望情報の有無を確認！  
もし、非開示希望情報が含まれていた場合は

- マスキングをして提出するように促す
- 非開示希望申出書を書面ごとに添付するよう促す



不必要に非開示希望情報の申出を受理しないという観点も重要です **CLICK**



H28. 4. 26 付け事務連絡「家事事件手続における非開示希望情報の適切な管理について」や各庁におけるマニュアル等を熟読しましょう

Go To 100



調停制度は令和4年につき100周年を迎えます。  
裁判所全体で盛り上げていきましょう！

100

1922-2022